

# 令和8年度 沼田まつり物産展出店要項

- 目的** 沼田まつり会場内で物産展を実施し、まつりの賑わいの創出と本市の生産品の即売を通して広く内外に宣伝・紹介を行い本市産業の振興に寄与する。
- 主催** 沼田まつり実行委員会
- 主管** 沼田市物産振興会
- 開催日時** 令和8年8月3日(月) 4日(火) 5日(水)  
各日 午後2時00分から午後9時30分  
(ただし、天候の急変等により中止若しくは開催時間を短縮する場合あり。)
- 会場** 天狗プラザ(群馬県沼田市上之町183番地1)
- 出店者** ①沼田市物産振興会会員事業者 ②沼田市内に主たる事業所がある事業者  
③主催者が適当と認めた者
- 出展料等**

区分 費用	①沼田市物産振興会 会員事業者	②沼田市内に主たる 事業所がある事業者	③主催者が適当と 認めた者
出店料 (テント出展の場合)	15,000円	25,000円	40,000円
出店料 (キッチンカー出展の 場合)	10,000円	20,000円	30,000円
電源料 (必要な場合のみ)	1000W以下1,000円 1000Wを超える場合は、1000W毎1,000円		
協賛金	沼田まつり協賛金1口(5,000円)以上を申し受けます。 (既に協賛済みの場合は不要)		

※有料電源を利用する場合は、出店料と併せて納入していただきます。

※1日間若しくは2日間のみ出店となる場合でも出店料は同額です。

- 店舗条件**
  - 出店日数**：原則として、3日間全日の出店とします。
  - 形態**：主催者用意のテント又は事業所様が所有するキッチンカーにて出店していただきます。
  - 1コマの広さ**：①テント(6m×3mの半分)の場合、  
3.0m(間口)×3.0m(奥行)。  
②キッチンカーの場合  
長さ5m以内かつ横幅(屋根等含む)3m以内の車両

- (4) 設 備 : ①店舗周辺には出店者専用の給排水設備はありません。
- ②調理・保温・保冷車等用ガスを使用する場合は付属設備も含めて各自ご用意ください。
- ③LPガスや個体燃料(例:炭)、電気を熱源とする器具等を使用する場合、条例により消火器の設置が必要なため、必ず業務用消火器を準備してください。ガスボンベ等を使用する場合は転倒防止措置をとってください。
- ④自家発電機の持ち込みは禁止です。電源が必要な場合は必ず別紙申込書にて事前に申込み、有料の仮設電源を使用してください。
- ⑤テント出店時のみ、テーブル2台、イス2脚は主催者で用意します。キッチンカーでの出店及びイス・テーブル等で追加が必要な場合は各自ご用意ください。
- (5) 照 明 : 夜間照明(会場内全体、テント内据付)は主催者で用意します。キッチンカー内の照明等は各自でご用意ください。
- (6) 搬入・搬出時間(時間厳守) :
- ①通常開催時
- 搬入 午前12時30分~午後1時30分  
搬出 午後10時00分~午後10時30分  
(交通規制解除後にならないと車両進入は不可)
- ②17時まで中止の場合(交通規制は午後2時から開始)
- 搬入 午後3時30分~午後4時30分  
搬出 午後10時00分~午後10時30分  
(交通規制解除後にならないと車両侵入は不可)
- ※搬入作業後、キッチンカー以外の車両は無料駐車場(下之町904-5会場からの距離約700m)に移動してください。1出店につき1台分の駐車場枠を用意しています。
- (7) 位 置 : 出店位置等については主催者に一任していただきます。

## 9. 応募条件及び注意事項

### (1) 保健所での届出 :

飲食販売を行う場合は保健所への届出が必要となりますので必ず添付書類の提出をお願いいたします。テントでの飲食出店は「臨時出店」に該当するため、原則1事業者1コマ1品目となります。取り扱い可能な品目の例示については別紙をご確認ください。

### (2) 名義貸しの禁止 : 店舗の名義貸しは禁止します。

- (3) **交通規制**：会場前及び周辺道路は交通規制が行われます。出店確定の後に搬入許可証（各事業者1枚）を配布しますが、規制中は会場への車の進入はできませんので予めご了承ください。
- (4) **行列管理**：会場内における混雑を避けるため、最後尾に行列の管理を行う従業員を配置するなど、安全管理を徹底してください。
- (5) **夜間管理**：夜間警備等は配置しません。販売物品や什器等を車両等により会場に保管する場合は、各出展者の責任において管理を行ってください。
- (6) **熱中症対策**：当日午前11時30分に発表されます、沼田まつり実行委員会が判断する暑さ指数※（WBGT）が3.3以上となる場合、午後5時までは本物産展も中止となります。これに伴い物産展の一部が中止となった場合には、出店料の一部返金を検討します。  
※詳細内容は別紙「令和8年度沼田まつり実行委員会熱中症対策行事实施指針」をご覧ください。
- (7) **ゴミ処理**：会場にゴミ箱の設置は行いません。お客様から希望があれば、自店舗で販売した商品のゴミは回収していただき、21：30～22：00の間に指定する場所へ分別してお持ちください。なお、調理等で発生するゴミは各自お持ち帰りをお願いします。
- (8) **指示の遵守**：出店に関する一切について、主催者の指示に従っていただきます。主催者の指示に従わない場合は、即時退去及び次回以降の出店をご遠慮いただく場合もございます。昨年、搬入時間等守っていない事業所が見受けられましたので、ご注意ください。

## 10. 出展申込及び申込後の流れ

- (1) **申込**：令和8年6月19日（金）までに所定の申込書に記入のうえ、事務局へ提出してください（持参、郵送可。FAXの場合には「誓約書」は郵送等で原本を提出してください）。

### (2) 提出書類

テント出店の場合	キッチンカーの場合
① 出店申込書	① 出店申込書
② 誓約書	② 誓約書
③ 出店計画書	③ 保健所許可書（写し）（届出場所の記載面含む）
④ 設備の概要（物販出店の場合は不要）	④ 免許証（写し）
	⑤ 車検証（写し）

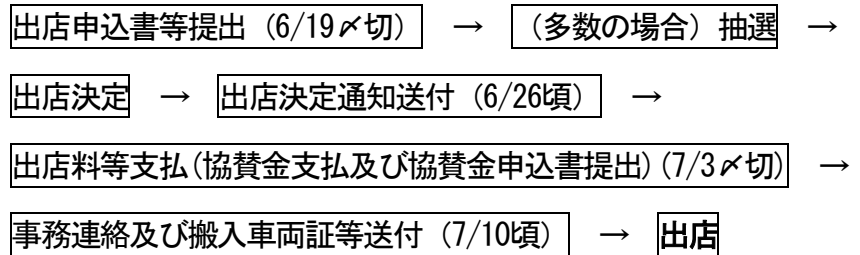
※テント出店（臨時出店）の場合、保健所への申請は提出された書類をもとに事務局で一括して行います。

※設備の概要についての不明点などは下記連絡先へ

利根沼田保健福祉事務所（県民局内）TEL 0278-23-2185

- (3) **決定通知** : 令和8年6月26日頃に結果通知を送付します。決定後、速やかに出店料等（電源費用・沼田まつり協賛金を含む）をお支払ください。期限までに支払いが確認できない場合には、出店を辞退したものと見なします。  
※出店申込多数の場合には主催者で審査のうえ、出店者を決定します

(4) 全体の流れ :



11. **管 理** 主催者は本物産展全体の安全な運営管理に努めますが、出店者の過失によるもの又は天変地異その他の不可抗力による損害についてはその責を負いません。

12. **事 務 局** 事務局を沼田市役所経済部産業振興課内 (TEL23-2111 内線5004・5005) に置きます。また、会期中は沼田まつり祭典本部内に置きます。

沼田まつり実行委員会事務局・沼田市物産振興会事務局

(沼田市役所産業振興課内)

〒378-8501 群馬県沼田市下之町888

電 話 : 0278-23-2111 (内線 5004・5005) F A X : 0278-24-5179

e-mail : gn-sangyo@city.numata.lg.jp